平成２７年（フ）第６号
広島県尾道市日比崎町７番１号
債務者　井川　裕治
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３号
福岡県久留米市上津町2228番地975、前住所福岡県久留米市藤山町1599番地19
債務者　宮田　秀男
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1380番地１　センチュリーハイアート105号
債務者　弓　　豊喜
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
佐賀市南佐賀２丁目９番11号
債務者　鬼崎　敏己
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
佐賀市若宮１丁目４番15号　シュロス若宮301号
債務者　手塚　　徹
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
宮崎県西都市大字南方4687番地
債務者　宮内　啓太
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４号
宮崎市恒久南２丁目８番地24　島田コーポ107号
債務者　仲村　榮子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０号
長野県安曇野市豊科高家3760番地64
債務者　栗澤　　毅
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５２４９号
大阪市平野区瓜破東３丁目４番20号
債務者　中川　晋吾
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８６号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目６番１号サンライフ山本302号室、住民票上の住所大阪府守口市大久保町４丁目33番14号
債務者　島袋　一美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０７号
大阪市北区長柄西１丁目２番25―1008号、前住所大阪市平野区長吉川辺３丁目21番１―509号
債務者　濱　　悠里
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１号
大阪市住吉区墨江１－９－４　竹山くに子方、住民票上の住所大阪市住之江区粉浜１丁目23番17号
債務者　渡　　信雄
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目４番９―307号
債務者　白井三枝子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６３号
大阪府八尾市渋川町５丁目７番25号　ハイツ浜沢107号
債務者　橋本一世志
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８号
大阪市大正区千島２丁目２番14号、前住所兵庫県西宮市名塩ガーデン８番14号
債務者　後藤　愛子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１号
大阪市平野区瓜破２丁目１番51号クレス平野302、前住所山口県光市虹ヶ丘７丁目10番26号
債務者　有井　賢典
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７号
大阪市西淀川区出来島１丁目３番１―907号
債務者　山本　　**隆**
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部